

入札の一般的事項に関する説明書

公益財団法人高輝度光科学研究センターにおいて行う一般競争入札の一般的事項は、下記のとおりとする。

記

1. 入札方法

入札金額は物品及び役務等の本体価格のほか、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を記入すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争入札に参加する者（以下「競争参加者」という。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

2. 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所

兵庫県佐用郡佐用町光都 1-1-1

公益財団法人高輝度光科学研究センター 研究支援部財務課 TEL. 0791-58-0823

3. 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

4. 競争参加者に必要な資格

(1) 次の各号の一に当該しない者であること。

ア 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

イ 契約にあたり故意に工事若くは、製造を粗雑にし、又は物件の品質若くは数量に関して不正の行為をした者

ウ 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若くは不正の利益を得るために連合した者

エ 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若くは履行を妨げた者

オ 監督又は検査に際し職員の職務の執行を妨げた者

カ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者

キ 前各号のほか、当財団に損害を与えた者

ク 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の締結又は履行にあたり代理人、支配人及び使用人として使用した者

ケ 前各号の規定に該当する者を入札代理人として使用する者

(2) 入札案件に係るアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証

明した者であること。

(3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者であること。

5. 競争参加者に求められる義務

(1) 競争参加者は、封印した入札書のほか、入札説明書に示す書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(2) 競争参加者は、開札日の前日までの間において、入札仕様書等に関し説明及び協議を求められた場合は、それに応ずる義務を負うものとし、必要な場合には入札仕様書等の変更に応ずるものとする。

(3) 入札説明書に添付する仕様書において定める特質について、競争参加者から提出された入札仕様書等に基づき、開札日の前日までに当該特質を有すると判断した場合にのみ、落札決定の対象とする。

6. 入札保証金及び契約保証金

以下のいずれかに該当する場合は免除とする。

(1) 競争に参加しようとする者が保険会社との間に財団を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。

(2) 国、又は地方公共団体（都道府県）・国立研究開発法人等公法人の入札参加資格等を有するとき。

7. 入札及び開札

(1) 入札は、契約の申込として取り扱う。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記名して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておくとともに、その者に対する委任状、その他これに準ずる書類をもって代理権のあることを証明するものとする。

(3) 入札書の記載方法

入札は、全て入札書で行う。入札書は記入日を含むすべての項目について横書及び楷書で明確に記載し、数字はアラビア数字を用いて作成した上封印し、封皮には自己の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（調達する物品及び役務等の名）の入札書在中」と記入しなければならない。

郵便により提出するときは二重封印とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記入し、外封筒の封皮には「何月何日開札、（調達する物品及び役務等の名）の入札書在中」と記入しなければならない。

(4) 競争参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札金額の訂正は認めない。

- (5) 競争参加者は、その提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。
- (6) 開札は、入札説明書に示す日時及び場所で競争参加者又はその代理人の立ち会いの下に行うものとする。
- (7) 競争参加者が開札に立ち合わないときは、入札事務に関係のない当財団の職員を立ち合わせて行うものとする。
- (8) 競争参加者が入札現場において、次の各号の一に該当する行為があると認められたときは、入札から排除する。
 - ア 入札に際し、不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合した者
 - イ 入札に参加することを妨げた者
- (9) 競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札現場には入場することができない。
- (10) 競争参加者又はその代理人は、契約担当者等が特にやむを得ない事情があると認められた場合のほか、開札現場を退場することができない。

8. 入札の無効

本公告に示した、競争契約参加資格のない者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格内の金額を提示した競争参加者であって、入札説明書に添付する仕様書で指定する規格・構成及び性能諸元等に適合し、採用し得ると判断した技術審査資料を添付した入札書を提出した競争参加者の中から、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と定める。ただし、最低価格が予定価格の2分の1に達しないときは、別途協議することとする。
- (2) (1)の結果、同価の入札をした競争参加者が二人以上あるときは、直ちに当該競争参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。もし、当該競争参加者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これにかわって入札事務に関係のない当財団の職員が代行してくじを引くものとする。
- (3) 落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。再度の入札において、落札者となるべき入札者がいないときは、二回目の入札時において最低価格をもって有効な入札を行った者から随意契約に切り替え交渉を行うものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して7業務日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所ならびに落札金額を、落札者とされなかった競争参加者に通知するものとする。
- (5) 落札者が契約担当者の定める期日までに契約書の取交をしないときは、落札を取り消すものとする。

10. 契約書の作成

当財団にて、入札公告に示した契約条項に基づく契約書を作成するものとする。

11. 支払条件

調達代金の支払は、原則として、検収終了後、適法な支払請求書を受理してから、当財団の支払定日に代金を支払うものとする。

12. 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

*当財団は、個人情報を入札執行事務に必要な範囲内のみでしか使用致しません。